

2017.8

地域創造プロジェクト（案） Q&A集

地域コミュニティ課

地域コミュニティ企画室

1 ■ 地域創造プロジェクト（案）について	
Q01.桑名駅周辺施設整備事業のために総合支所の地区市民センター化をするのか。	p1
Q02.行政では多様化した住民ニーズに対応できないと言うが、そもそも行政が市民のために動くのは当たり前ではないか。	
Q03.「地域でできることは地域で」と言うが、行政の怠慢、押しつけではないのか。	
Q04.地域のまちづくり活動が、住民の幸せにつながるか。	
Q05.全員参加型は一方的な決め事で、住民に不便を押しつけているのではないか。	p2
Q06.高齢化が進み、過疎化が進み、交通難民や買い物難民が増加しつつある中で、地域で解決するのは酷ではないか。	
Q07.行政は地域の足元を見ずに他市のマネをしたがる。もっと時間をかけるべきではないか。	
Q08.この方針（政策）にどれだけの市民が関わっているのか。どこの誰がこのような住民自治を提案したのか。	
Q09.近隣他市では地域を手厚くし始めていると聞いた。無くすどころか充実を図りながら、まちづくりを推進している。この違いは何か。	p3
Q10.このプロジェクト（案）は、地域住民が望んでいることか。	
Q11.地域のまちづくりを活性化させるとのことであるが、地域に配置されている職員を削減することによって、反って、地域の衰退につながるのではないか。	
Q12.地域創造プロジェクト（案）を実行することで、どれだけの経費削減になるのか。そのうち、どれだけのお金が地域に流れることになるのか。	
2 ■ 総合支所・地区市民センターについて	
Q13.活動場所は（地区の集会所など）既にある。地区市民センター・公民館の活用は特に求めている。それよりも、行政手続きの窓口を残してほしい。	p4
Q14.総合支所を地区市民センター化するとこれまでとどう変わるのか。	
Q15.合併協議会での約束はどうなったのか。	
Q16.総合支所職員が大幅に削減された場合、行政サービスの低下はもとより、防災体制等に大きな不安を感じるが、どのように対応するのか。	

Q17.これまで地区市民センターを頼っていた高齢者に対しては、今後、どのように対応していくつもりなのか。電車やバスがない地区もある。	p5
Q18.これまでは近くの地区市民センターでことが済んだので、交通費はかからなかった。高い交通費を払って市役所まで行けというのか。	
Q19.地区市民センターがなくなると、窓口業務はどうなるのか。	
Q20.機能転換が、なぜ、行政窓口の廃止になるのか。	
Q21.廃止される地区市民センターは、住民にとって必要ないと考えているのか。	
Q22.地区市民センターは利用が少ないから、無くしても良いとの考えか。	p6
Q23.「(仮称)コミュニティセンター」化されたら、市民はどこへ行けば良いのか。相談にも行けないのか。地域の偉い人しか行けなくなるのか。	
Q24.地域担当職員が配置されるのに、なぜ、窓口業務ができないのか。	
Q25.既存の地区市民センターや公民館の機能を維持しながら、地区市民センターや公民館職員が中心となって、「(仮称)まちづくり協議会」の形成を目指すことも可能なのではないか。	
3 ■ 行政サービスについて	
Q26.市民サービスの苦情(市民の不満と不安)はどのように解消するか。	p7
Q27.中心市街地と7地区(大山田地区市民センターを除く、7つの地区市民センター管内)の行政サービスに差があるのではないか。	
Q28.様々な行政サービスがあるが、今まで以上に充実するものは何か。	
Q29.住民が自らしなければならないことは、行政サービス低下に対するガマンなのか。	
Q30.お金がないから、行政サービスに制限をかけているのか。職員の給料は上がって、行政サービスは低下するということでは納得できない。	p8
Q31.サービス低下に、どのように対応するのか。	

4 ■ 機能転換について

Q32.地域担当職員は、現在の職員と業務内容が異なるのか。（施設に人が残るなら、窓口を続けるべきではないか。）

Q33.自治会活動等の事務は、地域担当職員がやってくれるのか。

Q34.地域担当職員の役割及び人材はどうか。

Q35.地域担当職員の位置づけはどうか。

Q36.誰も行かないコミュニティセンターになってしまうのではないか。

Q37.公民館の使用に伴う不便さはないか。

Q38.「（仮称）コミュニティセンター」はどんな人が利用できるのか。

Q39.現在の公共施設が、利用できなくなることは不満を感じる。

Q40.「場づくり」として「（仮称）コミュニティセンター」化を掲げているが、本来の「場づくり」とは「場所」のことではなく、地域住民がコミュニティについて話し合える「機会」を指すのではないか。

Q41.地区市民センター、総合支所の建物は、いずれ取り壊す方針なのか。

Q42.地区市民センター化すると、庁舎に大幅な空きスペースができるのではないか。地区市民センター化後の庁舎の利活用はどのように考えているのか。

Q43.地域の住民にとって機能転換の何がメリットか。

Q44.地区市民センター・公民館をコミュニティセンター化することであるが、中央公民館はどうか。同様にコミュニティセンターとなるのか、それとも中央公民館として存続するのか。

5 ■ 公平性・住民ニーズについて

Q45.市にお金がないのは分かるが、それならなぜ桑名駅周辺施設整備事業ができるのか。桑名駅周辺施設整備事業よりも市民サービスが優先ではないのか。

Q46.駅前ばかり充実させて、市街地以外の地区は切り捨てか。

Q47.どうして大山田地区市民センターを残して、他の地区市民センターを切り捨てるのか。不公平ではないか。

Q48.各地域が公平に扱われるのか。

p9

p10

p11

p12

Q49.現在の地区市民センターの費用が、地域のために活用されなくなることから、明らかに不公平ではないか。	p13
Q50.行政は地域住民の求めることを把握しているか。	
Q51.施策の進め方が早急すぎるのではないか。「(仮称)まちづくり協議会」が立ち上がってきた地域から、総合支所のセンター化や「(仮称)コミュニティセンター」化を進めて行くべきではないのか。進める順番が逆ではないか。	
6 ■ 「(仮称)まちづくり協議会」について	
Q52.市長が選挙公約で「(仮称)まちづくり協議会」を立ち上げると掲げていたが、そもそも市民は望んでいるのか。事前に市民の意見を聞くべきではないか。	p14
Q53.行政にお願いされて、「(仮称)まちづくり協議会」を立ち上げなければいけないのか。必要性を感じない。	
Q54.«(仮称)まちづくり協議会»の立ち上げと、センターの窓口引きあげとの関係性が分からない。	
Q55.高齢者を守るための体制はよくなるのか。	p15
Q56.なぜ、今、「(仮称)まちづくり協議会»のような組織を立ち上げる必要があるのか。時期尚早ではないか。	
Q57.現状、地域要望をきちんと汲み取ってもらえているとは思えない。「(仮称)まちづくり協議会»を通して行政に要望すれば聞いてもらえるのか。	
Q58.各地区の色々な要望は、「(仮称)まちづくり協議会»を通じて要望することになるのか。また、独裁的になって、市民の声が上がらないのではないか。	p16
Q59.目的を異にする地域の様々な団体が横につながることは、現実的に難しいのではないか。	
Q60.«(仮称)まちづくり協議会»を立ち上げたとして、どうやって担い手を確保するのか。	
Q61.自治会やPTAでさえ役員のみなり手がおらず、1年、2年で人が変わってしまう。この計画を推進していくと自治会長の仕事が更に増えることになるのではないか。	p17
Q62.地域づくり一括交付金は、これまであった事業補助金を廃止するための方策ではないのか。	
Q63.一括交付金制度を設けるといふが、各種補助金をまとめることで、地域のまちづくりが活性化するという根拠はなにか。	
Q64.«(仮称)まちづくり協議会»の区域は、どのようになるのか。	

Q65.教育分野では、小中一貫教育が進めば、今後、中学校区がコミュニティの単位になるのではないか。	p17
Q66.地域と行政の役割分担を明確化するというのが、どこまでを「（仮称）まちづくり協議会」が担うことになるのか。役割分担の線引きは、具体的にどこか。	
7 ■ 「（仮称）まちづくり協議会」と既存組織等の関係性について	
Q67.現在の地区自治会連合会ではなぜだめなのか。地区自治会連合会の活動で十分ではないのか。	p18
Q68.「（仮称）まちづくり協議会」と地区自治会連合会とどう違うのか。屋上屋ではないのか。	
Q69.「（仮称）まちづくり協議会」は自治会未加入者も対象にするのか。	
Q70.結局は自治会（連合会）が主体になるのではないのか。	p19
Q71.「（仮称）まちづくり協議会」と議会の関係性は、どのようなものか。地域の代表が、「（仮称）まちづくり協議会」になるのか。	
Q72.「（仮称）まちづくり協議会」と市議会議員の関係性をどのように整理しているのか。	
8 ■ 住民周知について	
Q73.市民説明会とは、どのようなものか。	p20
Q74.センター業務がなくなることへの説明会は、きめ細かくするのか。	
Q75.各地域の市民向けと各種団体向けに説明会は必要ではないか。（地区市民向けは窓口業務の観点から、各種団体は地域づくりの観点から）	
Q76.市民の意見をどのように反映させるのか。	
Q77.パブリックコメントを行う予定はないのか。	
9 ■ マイナンバー制度、コンビニ交付について	
Q78.地区市民センターが近くにあるのでマイナンバーカードを作らなかった。（コンビニ交付を利用するつもりはない。）今さら作れと言うのか。	p21
Q79.コンビニ交付の証明範囲は少ない。大変不便に感じるが、なんとかならないか。	

■ 地域創造プロジェクト（案）について

Q01.桑名駅周辺施設整備事業のために総合支所の地区市民センター化をするのか。

桑名駅周施設整備事業は、中心市街地の利便性の向上を図ることで、市全体の魅力を高めていくハード事業であるのに対し、地域創造プロジェクト（案）は地域コミュニティの活性化を図ることで地域の魅力を高める地域コミュニティ施策です。
いずれも市の総合計画の実現のための取り組みであり、市の重要施策として位置づけられています。
総合支所の地区市民センター化（業務内容の見直し）は、地域のまちづくりを進めるための改革であり、まちづくり施策のファーストステップと位置づけています。

Q02.行政では多様化した住民ニーズに対応できないと言うが、そもそも行政が市民のために動くのは当たり前ではないか。

ご指摘のとおりです。
しかしながら、今後、更なる少子高齢化の進展を背景に大幅な歳入減と歳出増が見込まれる中で、これまでどおり、すべての住民ニーズに行政のみで対応していくことが、難しい状況になりつつあります。
地域創造プロジェクト（案）は、10年後、20年後の将来を見据えて、市民生活の基盤となる地域を守り、発展させていくため、今から市民の皆様とともに進める新しいまちづくりの仕組みづくりを提案するものです。

Q03.「地域でできることは地域で」と言うが、行政の怠慢、押しつけではないのか。

地域創造プロジェクト（案）は、地域のまちづくりにおいて、地域と行政の役割分担を明確化し、それぞれが互いに協力して取り組む「新しいまちづくりの仕組み」を提案するものです。
限られた行政資源を、本当に市民の皆様が求める地域のまちづくりに活用できるよう、その使いみちを『行政ではなく、地域で決める』新しい仕組みです。
「自分でできることは自分で（自助）」、「地域でできることは地域で（共助）」、「地域の枠を超えて、全市的に対応すべき課題に対しては、しっかりと行政の役割として対応していく（公助）」の考え方を市民の皆様と共有し、将来を見据えて、これから地域住民の皆様とともに取り組む新たな地域コミュニティ施策の提案です。

Q04.地域のまちづくり活動が、住民の幸せにつながるか。

地域創造プロジェクト（案）では、「いつまでも、安心して、楽しく、幸せに暮らせる”まち”を創り、育て、守っていくこと」（より良い”まち”を実現すること）を目指しています。
地域のまちづくり活動に取り組むことで、地域に仲間ができ、自らが社会（地域）に貢献する存在であることを実感することで、幸福感そのものが高まるといわれています。
地域創造プロジェクト（案）で提案する新しい取り組みが、一人ひとりの持つ知識と経験を地域のまちづくりに生かす、新たなきっかけになるものと考えます。

Q05.全員参加型は一方的な決め事で、住民に不便を押しつけているのではないか。

本市の総合計画では、市政に市民一人ひとりの声を反映させるため、「中央集権型市政から全員参加型市政に」を掲げています。
地域創造プロジェクト（案）は、市民一人ひとりが主体的に地域のまちづくりに取り組むことで、全員参加型市政をさらに進めようとするものです。

Q06.高齢化が進み、過疎化が進み、交通難民や買い物難民が増加しつつある中で、地域で解決しろとは酷ではないか。

地域創造プロジェクト（案）における考え方は、むしろ逆であり、だからこそ、地域住民の一人ひとりの力が必要になるとの考えです。
様々な問題が多様化し、複雑化する中で、今こそ、地域の一人ひとりの支えあいの力が強く求められているものと考えます。
自分でできることは自分で【自助】、地域でできることは地域で【共助】、行政がすべきことは行政がしっかりと対応する【公助】の考え方をしっかりと共有しながら、地域のまちづくりを進めていこうとするものです。

Q07.行政は地域の足元を見ずに他市のマネをしたがる。もっと時間をかけるべきではないか。

ご指摘のとおり、地域創造プロジェクト（案）と同様の取り組みを行っている自治体は、全国に多くあります。
また、取り組みを行っていない自治体においても、約9割の自治体がその必要性を感じているとの調査結果も出ている状況です。
将来を見据え、これまでの地域のまちづくりのあり方を大きく転換させる取り組みには、非常に時間がかかります。
地域コミュニティが立ち行かなくなった時点で取り組んでいては、手遅れになってしまう可能性も考えられます。
いち早く取り組みをスタートさせることで、得られる効果も大きいと考えており、地域創造プロジェクト（案）を提案させていただいたところです。

Q08.この方針（政策）にどれだけの市民が関わっているのか。どこの誰がこのような住民自治を提案したのか。

地域創造プロジェクト（案）は、本市における過去の市民アンケート等を参考に、地域コミュニティを取り巻く現状と課題を把握し、市民ニーズに対応すべき取り組みとして策定しました。
本市の総合計画の実現に向けた地域コミュニティ施策であり、市民の皆様に対する「新しい仕組みづくり」の提案です。
地域創造プロジェクト（案）は、地域住民の一人ひとりが、主体的に地域のまちづくりに取り組むことを目指しています。
それには、地域住民の皆様のご理解がなければ、進められません。
今後、地域住民の皆様と地域創造プロジェクト（案）についてしっかりと協議したうえで、具体的な取り組みへと進めていきたいと考えています。

Q09.近隣他市では地域を手厚くし始めていると聞いた。無くすどころか充実を図りながら、まちづくりを推進している。この違いは何か。

地域創造プロジェクト（案）は、近隣市町をはじめ、県内の市町とも情報交換をさせていただきながら、本市の現状と課題、住民ニーズ等を踏まえたうえで、策定したところです。
そのうえで、本市の将来を見据えて、今から始める地域のまちづくりの取り組みを提案させていただくものです。
それぞれの自治体によって現状課題や住民ニーズに違いがあることから、施策には違いがあるものと考えます。

Q10.このプロジェクト（案）は、地域住民が望んでいることか。

地域創造プロジェクト（案）は、総合計画の実現に向けた地域コミュニティ施策となります。地域コミュニティ施策として目指すことは、「市民一人ひとりが、いつまでも、安心して、楽しく、幸せに暮らせる地域を創り、育て、守っていくこと」です。
その実現に向けた取り組みとして、地域創造プロジェクト（案）を策定し、提案したところです。

Q11.地域のまちづくりを活性化させるとのことであるが、地域に配置されている職員を削減することによって、反って、地域の衰退につながるのではないか。

単なる『行財政改革』という視点だけで、それぞれの地域に配置されている行政職員の削減を行えば、地域コミュニティの様々な活動に支障をきたすことが懸念されます。
そのような懸念も踏まえ、新たな地域コミュニティ施策として地域創造プロジェクト（案）を策定し、地域活動をサポートする専任職員の配置をはじめ、地区市民センター・公民館を地域の活動拠点へ機能転換することや、活動資金の確保策を提案させていただくものです。

Q12.地域創造プロジェクト（案）を実行することで、どれだけの経費削減になるのか。そのうち、どれだけのお金が地域に流れることになるのか。

地域創造プロジェクト（案）の「改革」の部分として、総合支所の地区市民センター化と地区市民センター・公民館の「（仮称）コミュニティセンター」化を掲げていますが、これは、行政の持つ資源（ヒト・モノ・カネ）の使いみちを変える取り組みです。これまでの業務を見直すことで、地域活動をサポートする専任職員をそれぞれの地域に配置するほか、施設の使い方を変え、また、職員の人件費や施設管理費として使われていたお金を地域のまちづくりの財源に変えていこうとする取り組みです。
市民の皆様から求められているものは、「地域にいくら流れるかではなく、地域でどのように使われるか。」にあると考えます。
地域創造プロジェクト（案）は、より良い”まち”の実現に向けて、地域住民の皆様はその使いみちの決定を委ね、地域のニーズに応じたまちづくりに活用していただこうとするものです。

■ 総合支所・地区市民センターについて

Q13.活動場所は（地区の集会所など）既にある。地区市民センター・公民館の活用は特に求めている。それよりも、行政手続きの窓口を残してほしい。

地域活動を行ううえでは、その活動の拠点となる場所が必要となるとの考えから、既存の公共施設の機能転換を図ることで、地域のまちづくりの支援を行っていく考えです。

地域創造プロジェクト（案）でいう「地域」とは、概ね、小学校区単位（連合自治会単位）を想定しています。

ご指摘の集会所等は、もう少し、小さな単位の活動拠点かと思えます。

地域にとって、どのような活動場所が、まちづくりの拠点として相応しいのか、公共施設のあり方を含め、地域創造プロジェクト（案）のご説明をする中で、地域の皆様とともにしっかりと考えていきたいと思えます。

Q14.総合支所を地区市民センター化するとこれまでとどう変わるのか。

具体的に住民福祉課の業務内容については、大幅な見直しの予定はありません。地域振興課の業務については、地域性等を考慮し、一部業務内容の見直しを予定しています。

改革という視点で見れば、職員数の削減による人件費の抑制や施設維持管理費の削減等が期待されます。

これまで職員の人件費や施設の維持管理費として使われていたお金を、市民生活に直結する地域のまちづくりの活動資金に充てていこうとするものです。

地区市民センター化することで、業務の集約化を図り、効率的な行政運営を行うことができます。

Q15.合併協議会での約束はどうなったのか。

平成16年の合併時における協定内容は、最大限、尊重されるべきと認識しております。

しかしながら、今後、少子高齢化の進展等、急激な社会環境の変化が予想される中で、これまでの仕組みを維持しながら、すべての行政サービスを提供し続けていくことは困難になることが想定されます。

それぞれの魅力ある地域を次世代に継承していくため、将来を見据え、必要な改革に取り組むことが重要であると考えます。

Q16.総合支所職員が大幅に削減された場合、行政サービスの低下はもとより、防災体制等に大きな不安を感じるが、どのように対応するのか。

地域創造プロジェクト（案）を進めるにあたり、懸念される事項については、継続して関係所管課と協議を行っております。

地域住民の皆様からのご意見も頂戴しながら、引き続き、地域住民の皆様にご不安を与えることのないよう、代替案の検討を含め、可能な限りの対応を図ってまいります。

Q17.これまで地区市民センターを頼っていた高齢者に対しては、今後、どのように対応していくつもりなのか。電車やバスがない地区もある。

地区市民センターの機能転換を実施し、地域には「地域担当職員」として、行政職員を配置する予定です。
したがって、生活するうえでの困りごとなどは、これまでどおり、ご相談いただけます。
むしろ、様々なことを気軽に相談できる、地域住民の集いの場となるよう機能転換を図ります。
ご相談内容に対しては、必要に応じて、関係機関や関係部署へのスムーズな取次ぎを行います。

Q18.これまでは近くの地区市民センターでことが済んだので、交通費はかからなかった。高い交通費を払って市役所まで行けというのか。

行政窓口として地区市民センターで可能であったことが、今後、できなくなるということに関しては、ご不便をおかけする部分も生じるとお考えです。
市民の皆さんができる限りご不便を感じることはないよう、現在、対応策の検討を進めているところです。
住民の皆様のご要望にお応えすることは難しいところもありますが、可能な限りの対応を検討していきます。

Q19.地区市民センターがなくなると、窓口業務はどうなるのか。

地区市民センターは地域コミュニティ活動の拠点施設へと転換を図り、原則、各種証明書発行や税・手数料の収納業務は行わない予定としております。
「(仮称)コミュニティセンター」には、地域のコミュニティ活動を支援する地域担当職員を配置し、従来の相談業務や公民館活動を継続しながら、地域のまちづくりを側面的に支援します。

Q20.機能転換が、なぜ、行政窓口の廃止になるのか。

地域創造プロジェクト(案)に示す公共施設の機能転換は、地域コミュニティの活性化を図るための「改革」として位置づけています。
社会環境が大きく変化する中で、今後、既存のすべての行政サービスを維持し続けていくことは、難しくなりつつあります。
市民の皆様が本当に必要とする行政サービスを確実に実施していくため、市民の皆様とともに今からはじめる、改革の取り組みです。

Q21.廃止される地区市民センターは、住民にとって必要ないと考えているのか。

必要ないと考えではなく、将来を見据えて、必要性の高い場所へと機能転換を図ろうとするものです。

Q22.地区市民センターは利用が少ないから、無くしても良いとの考えか。

地区市民センターをはじめ、公共施設のあり方を見直す場合は、施設の利用状況のみならず、施設の持つ役割や機能、施設の維持管理費用や今後の改修等の必要性など、様々な角度から総合的に検討を行う必要があります。
地域創造プロジェクト（案）は、将来を見据え、既存の行政窓口施設を地域のまちづくり活動の拠点施設に転換することで、地域コミュニティの活性化を図ろうとするものです。

Q23.「（仮称）コミュニティセンター」化されたら、市民はどこへ行けば良いのか。相談にも行けないのか。地域の偉い人しか行けなくなるのか。

「（仮称）コミュニティセンター」化は、誰もが気軽に集まれる場所へと施設そのものの役割を変えていこうとするものです。
子どもから大人まで、多世代にわたって集まれる、地域コミュニティの新たな空間づくりを目指します。
また、生活上の困りごとなども気軽に相談していただきたいと思います。行政の役割を地域住民のより身近なところへとシフトさせていきたいと考えています。
行政上の目的を持った人だけが集まる、これまでの地区市民センターのイメージそのものを変えていきたいと考えています。

Q24.地域担当職員が配置されるのに、なぜ、窓口業務ができないのか。

これまでの行政窓口業務を継続するには、システムの維持管理、一定数の職員を配置するなど、行政運営上の課題があります。
地域創造プロジェクト（案）は、将来を見据え、効率的な行政運営を実施するとともに、地域担当職員を配置して地域コミュニティ活動を側面的に支援しようとするものです。

Q25.既存の地区市民センターや公民館の機能を維持しながら、地区市民センターや公民館職員が中心となって、「（仮称）まちづくり協議会」の形成を目指すことも可能なのではないか。

厳しい財政状況の中で、現状の体制を維持しながら、新たな取り組みを始めることが難しい状況になりつつあります。
将来を見据え、本当に必要とされる行政施策を確実に実行していくため、行政運営のスリム化が強く求められています。
地域創造プロジェクト（案）は、一定のルールのもとで、行政の持つ権限と資源を地域に再配分することで、『地域住民の皆様が本当に求める地域のまちづくり』を進めるための「新たな仕組みづくり」の提案です。
これまでの仕組みを変えていくうえで生じる個々の課題については、それぞれに代替策を講じるなど、可能な限りの対応が必要となりますが、一方で、将来を見据えて早期に『改革』に取り組むことで、市全体として得られる成果もより大きいものになると考えます。

■ 行政サービスについて

Q26.市民サービスの苦情（市民の不満と不安）はどのように解消するか。

地域創造プロジェクト（案）は、業務内容を見直し、業務の集約化と効率化を図ることで、公共施設の維持管理費や人件費を市民の皆様の暮らしやすさに直結する地域のまちづくり活動に再配分しようとするものです。
行政の持つ資源（ヒト・モノ・カネ）と権限を地域に委譲し、より暮らしやすい”まち”の実現に向けた取り組みに充当していきます。
また、各地域においては、生活上の様々な困りごとを気軽に相談できるよう「地域担当職員」を配置し、相談業務の充実に取り組み、必要に応じて、関係部署や関係機関に取次ぎを行います。

Q27.中心市街地と7地区（大山田地区市民センターを除く、7つの地区市民センター管内）の行政サービスに差があるのではないかと。

行政サービスは、行政が実施するサービス全般を指します。
市内全域に対して取り組むべき行政サービスは、公平・公正が大原則であります。
様々な施策を実施するうえで、市民の皆様がサービスの不公平さを感じることはないよう取り組んでいきます。

Q28.様々な行政サービスがあるが、今まで以上に充実するものは何か。

地域創造プロジェクト（案）は、行政サービスの充実を図ることを直接的な目的とするものではありません。
それぞれの地域において、より良い”まち”の実現に向けて、地域と行政がともに取り組む新しい地域コミュニティ施策の提案です。
一方で、行政に対する市民ニーズは、時代とともに変化していきます。
時代の流れを掴みながら、市民ニーズを的確に把握し、地域の枠を超えて行政が取り組むべき課題に対しては、しっかりと対応していきます。

Q29.住民が自らしなければならぬことは、行政サービス低下に対するガマンなのか。

過去の市民アンケートによると、行財政改革は市民ニーズが最も高い項目である一方で、現在の取り組みに対する市民満足度が低い項目となっています。
行財政改革は本市にとって喫緊の課題です。
縦割り行政を打破し、全庁が横断的に取り組むことで、可能な限り、行政サービスの低下とならないよう努めます。

Q30.お金がないから、行政サービスに制限をかけているのか。職員の給料は上がって、行政サービスは低下するというのでは納得できない。

行財政改革が本市の喫緊の課題であることはご指摘のとおりです。地域創造プロジェクト（案）は、限りあるお金の使いみちを見直し、これまで職員の人件費や建物の維持管理費に充てられていたお金を、これからは地域のまちづくりのために充てていこうとするものです。全庁的に業務内容の見直しを行い、業務の集約化・効率化を図ることで、それぞれの地域には地域担当職員を配置し、地域住民にとってより身近な業務の充実を図っていきます。

Q31.サービス低下に、どのように対応するのか。

地域創造プロジェクト（案）における改革として、行政業務の集約化と効率化をあげております。現在、それぞれの所管課において、対象となる業務の洗い出し及び業務の集約化に伴う課題抽出と対応策の検討を実施しております。著しい行政サービスの低下とならないよう、地域住民の皆様のご意見も頂戴しながら、引き続き、全庁一丸となって取り組んでまいります。

■ 機能転換について

Q32.地域担当職員は、現在の職員と業務内容が異なるのか。（施設に人が残るなら、窓口を続けるべきではないか。）

地域担当職員は、地域のまちづくりの活動を側面的に支援する役割を担います。
従来の窓口業務を維持するためには、現状の職員配置のほか、関係システムの維持・管理費等も発生します。
持続可能な行政運営のため、将来を見据え、改革に取り組む必要があると考えています。

Q33.自治会活動等の事務は、地域担当職員がやってくれるのか。

地域創造プロジェクト（案）で目指すところは、形成を目指す「（仮称）まちづくり協議会」を中心として、地域住民の一人ひとりが主体的に取り組み、より良い“まち”をつくりあげることにあります。
これまでの地域と行政の関係性を見直し、地域と行政が対等な関係で、互いを「まちづくりのパートナー」としてともに取り組むうえでは、それぞれの役割を明確化することが重要です。
行政の関わり方を見直し、これまでの「直接的な支援」から「側面的な支援」に転換していく必要があると考えているところです。
しかしながら、これまでの関わり方を急激に変えることで、反って、地域活動の停滞を招くことも懸念されます。
地域活動の停滞を招かないよう、具体的な事務内容については、地域住民の皆様と相談しながら進めていきたいと考えています。

Q34.地域担当職員の役割及び人材はどうなるか。

地域担当職員の業務内容としては、①地域のまちづくり支援業務、②困りごと相談業務、③公民館業務を主なものとして想定しています。
1. 地域のまちづくり支援業務としては、①地域への働きかけ、②地域の課題抽出の手助け、③各種組織、団体間、行政との調整、④事業推進の支援などが主な役割です。地域の各種組織・団体の事務の担い手としてではなく、地域住民が主体的に地域のまちづくりに取り組むことができるよう側面的な支援を行います。
2. 困りごと相談業務としては、地域住民の困りごとの相談を受け付け、必要に応じて、関係機関等につなぎます。地域住民の方が気軽に集うことのできる場となることを目指します。
3. 公民館業務としては、講座、サークル活動等にかかる業務を行います。主に手続き事務を行う行政職員ではなく、より地域に根差した行政職員へとその役割を変えていきます。

Q35.地域担当職員の位置づけはどうなるか。

詳細については、今後、継続して検討することとなりますが、地域担当職員は地域コミュニティ施策の地域担当員であることから、地域コミュニティ担当課の所属となることを想定しています。

Q36.誰も行かないコミュニティセンターになってしまうのではないか。

現在の地区市民センターの利用件数（大山田地区市民センターを除く。）は、平均すると一人あたり年間1件程度です。（H26業務量調査：56,336件/52,117人）

現状において、決して利用頻度が高い施設とは言えない状況です。

また、現在の地区市民センター・併設公民館は、地域住民の皆様が地域の親睦活動や仲間内の集まりには非常に使いにくい施設と言えます。

「（仮称）コミュニティセンター」化させることで、これまでの公民館機能は維持しながら、より地域住民の皆様が使いやすい施設へと変えていきます。地域の皆さんが気軽に集まれるような場となるよう、地域の皆さんと一緒に変えていければと思います。

Q37.公民館の使用に伴う不便さはないか。

現在の公民館機能は継続していく予定です。

「（仮称）コミュニティセンター」化は、より地域住民の皆様が使いやすい施設となるよう、また、人と情報が集まる地域コミュニティの拠点施設へと転換を図るものです。

施設のあり方やルールについては、地域住民の方々のご意見が反映できる仕組みへと変えていきたいと考えています。

Q38.「（仮称）コミュニティセンター」はどんな人が利用できるのか。

これまでと同様に公民館を利用する人のほか、地域の住民の方々がより使いやすい施設となるよう、新たなルールづくりを地域住民の皆様と一緒に考えていきたいと思っています。

Q39.現在の公共施設が、利用できなくなることは不満に感じる。

地域創造プロジェクト（案）における行政施設の見直しは、これまでの行政窓口施設を地域コミュニティの活動拠点施設として、より地域住民の皆様が利用しやすい施設へと転換を図ろうとするものです。

Q40.「場づくり」として「（仮称）コミュニティセンター」化を掲げているが、本来の「場づくり」とは「場所」のことではなく、地域住民がコミュニティについて話し合える「機会」を指すのではないか。

地域創造プロジェクト（案）にいう「場づくり」は活動の拠点施設を意味していますが、施設を用意しても、実際に話し合いの「機会」が得られなければ、より良い“まち”の実現にはつながりません。

そのような「機会」を設けるため、それぞれの地域に配置された地域担当職員が積極的に地域に働きかけ、地域全体のまちづくりに対する気運を更に高めていきたいと考えます。

Q41.地区市民センター、総合支所の建物は、いずれ取り壊す方針なのか。

現時点で建物を取り壊す具体的な計画はありません。

Q42.地区市民センター化すると、庁舎に大幅な空きスペースができるのではないか。地区市民センター化後の庁舎の利活用はどのように考えているのか。

地区市民センター化による庁舎全体の活用方法については、今後、継続して検討していきます。

Q43.地域の住民にとって機能転換の何がメリットか。

地域創造プロジェクト（案）に示す公共施設の機能転換は、地域コミュニティの活性化を図るための「改革」として位置づけています。社会環境が大きく変化する中で、今後、既存のすべての行政サービスを維持し続けていくことは、難しくなりつつあります。市民の皆様が本当に必要とする行政サービスを確実に実施していくため、市民の皆様とともに、今から始める『改革』の取り組みです。既存の行政サービスを廃止するだけでは、単に行政サービスの低下に留まりません。将来を見据え、それを補完する新たな施策として、地域活動の拠点施設へと機能転換を図ろうとするものです。

Q44.地区市民センター・公民館をコミュニティセンター化することであるが、中央公民館はどうなるのか。同様にコミュニティセンターとなるのか、それとも中央公民館として存続するのか。

地域創造プロジェクト（案）におけるコミュニティセンター化は地域コミュニティの拠点施設への機能転換を目的としていることから、中央公民館については、地域創造プロジェクト（案）の対象施設とはしていません。

■ 公平性・住民ニーズについて

Q45.市にお金がないのは分かるが、それならなぜ桑名駅周辺施設整備事業ができるのか。桑名駅周辺施設整備事業よりも市民サービスが優先ではないのか。

市民アンケート結果にも見られるように、桑名駅周辺施設整備事業についても市民ニーズの高い事業であるといえます。
社会環境が大きく変化する中で、限りある行政資源（ヒト・カネ・モノ）をどのように活用していくかは、将来を見据えたうえで、市民の皆様としっかりと議論する必要があります。
地域創造プロジェクト（案）は、一定のルールのもとで、その行政資源の使いみちを地域に委ねることで、市民一人ひとりが本当に求める地域のまちづくりに活用してもらい、より良い”まち”の実現を図ろうとするものです。

Q46.駅前ばかり充実させて、市街地以外の地区は切り捨てか。

地域創造プロジェクト（案）は、地域ごとの市民自治力を高めることで、地域の魅力を高め、ひいては市全体の魅力を高めていくことを目指しております。
桑名駅周辺施設整備事業は中心市街地の利便性の向上を図ることで、市全体の魅力を高めるハード事業であるのに対し、地域創造プロジェクト（案）は、市民一人ひとりの生活の場である地域のつながりを作るソフト事業です。
地域創造プロジェクト（案）は、総合計画の実現に向けて取り組む、これからのコミュニティ施策の提案です。

Q47.どうして大山田地区市民センターを残して、他の地区市民センターを切り捨てるのか。不公平ではないか。

大山田地区市民センターは、管内の人口が約24,000人と8地区市民センターの中で最も多く、取扱い件数も市全体（約275,000件）の10%近くを占めています。（他の地区市民センター：2%～5%程度）
行政運営の効率化が求められる中、各地区市民センターの利用状況等を勘案しながら、総合的に判断させていただいたところです。

Q48.各地域が公平に扱われるのか。

地域創造プロジェクト（案）は、地域の実情に応じた、地域の特色を活かしたまちづくりの推進を図ろうとするものです。
したがって、地域ごとに、その具体的な取り組みには違いが生じることとなります。
地域創造プロジェクト（案）は、形成を目指す「（仮称）まちづくり協議会」が地域のまちづくりの主体組織となって、行政と対等な関係のもとで、より良い”まち”の実現に向けて取り組む新しい仕組みを地域住民の皆様とともに創り上げようとするものです。
地域と行政の役割分担を明確化していくことで、「相互依存型の関係」から「まちづくりのパートナー」としての関係に発展させていこうとするものです。

Q49.現在の地区市民センターの費用が、地域のために活用されなくなることから、明らかに不公平ではないか。

行政の運営の大原則である公平性とは、「市民が等しく行政サービスを提供されること」にあります。決して、それぞれの地域に同じ行政施設を設け、同じだけの行政資源を投入することではないものと考えます。
地域創造プロジェクト（案）は、行政運営の効率化を図ることで、これまでの行政資源の使いみちを見直し、それぞれの地域の実情に応じたまちづくりに活用していただくとするものです。

Q50.行政は地域住民の求めることを把握しているか。

市では、これまで行政施策に市民の皆様の声を反映させるため、「市長カフェ」、「市長とどこでもトーク」の開催をはじめ、各種の市民アンケートを実施してまいりました。
地域創造プロジェクト（案）においても、策定にあたっては、過去の市民アンケートの結果を参考にしているところです。
また、地域住民の皆様が具体的に求めることは、地域によって違いが生じるものと思います。
防災意識の高い地域や高齢者の生活支援が喫緊の課題である地域もあれば、子育て支援を強く求める地域、交通対策や防犯対策に重点をおく地域など、様々かと思えます。
地域創造プロジェクト（案）は、地域ごとのニーズを地域住民の方々とともに把握し、「地域でできること」と「行政がすべきこと」の役割分担を明確化することで、地域住民の求めるニーズに対応し、より良い”まち”の実現を図ろうとするものです。

Q51.施策の進め方が早急すぎるのではないか。「（仮称）まちづくり協議会」が立ち上がってきた地域から、総合支所のセンター化や「（仮称）コミュニティセンター」化を進めて行くべきではないのか。進める順番が逆ではないか。

地域創造プロジェクト（案）は、地域住民の皆様が主体的に地域のまちづくりに取り組む「新たな仕組みづくり」の提案です。
行政には、その新たな仕組みづくりを支援する役割と責任があり、その体制を整えるため、必要な改革に取り組むものであります。
先ずは、改革に取り組み、地域のまちづくりを支援する体制をしっかりと整えたうえで、地域住民の皆様とともに『新しい仕組みづくり』に取り組もうとするものです。

■ 「（仮称）まちづくり協議会」について

Q52.市長が選挙公約で「（仮称）まちづくり協議会」を立ち上げる」と掲げていたが、そもそも市民は望んでいるのか。事前に市民の意見を聞くべきではないか。

地域創造プロジェクト（案）は、地域のまちづくりの方向性を示し、より良い”まち”の実現に向けて取り組む新たな仕組みづくりの提案であり、その主体となる組織として「（仮称）まちづくり協議会」の形成を提案するものです。

しかしながら、「（仮称）まちづくり協議会」は行政組織の一部ではなく、地域住民による地域の運営組織であります。

行政が一方向的に枠組みを作り上げても、地域住民の皆様の理解が得られず、実際に機能しなければ意味がありません。

地域創造プロジェクト（案）を通して、地域のまちづくりにとってどのような形が望ましいのか、実際に地域を回りながら、住民の皆様とともに議論させていただきたいと思っております。

Q53.行政にお願いされて、「（仮称）まちづくり協議会」を立ち上げなければいけないのか。必要性を感じない。

地域には、これまでの様々な地域活動で築き上げられてきた成果があり、地域に根付いている支え合いの基盤があります。

今、「（仮称）まちづくり協議会」を立ち上げなければ、それらの地域の基盤がすぐに壊れてしまうということではないため、必要性を感じないのご指摘もあるかと思っております。

しかしながら、一方では、これまでに経験したことのないスピードで少子高齢化が進み、社会環境が大きく変化していきます。地域を取り巻く状況も大きく変わりゆくことが予想されます。

地域の課題（暮らしの困りごと）が深刻化した段階でその対応を検討しているは、間に合わないということも予想されます。

地域創造プロジェクト（案）は、市民一人ひとりが地域の現状を把握したうえで、将来を見据え、地域の課題（暮らしの困りごと）が深刻化しないように、これまでの地域活動を更に発展させた「新たな仕組みづくり」を市民の皆様とともに考えていく取り組みの提案です。

Q54.「（仮称）まちづくり協議会」の立ち上げと、センターの窓口引きあげとの関係性が分からない。

いずれも、将来を見据えて、これまでの考え方や業務内容を見直すことで、限りある行政資源の使いみちを地域のまちづくりへと変えていき、「より良い”まち”」の実現を目指す取り組みです。

行政業務の見直し（窓口業務の廃止等）で「ヒト・モノ・カネ」の使い道を変えることで、市民の暮らしに直結する地域のまちづくりに活用していこうとするものです。

Q55.高齢者を守るための体制はよくなるのか。

形成を目指す「（仮称）まちづくり協議会」は、地域住民の皆様が創り上げる地域全体の運営組織です。

地域住民の皆様が互いに見守り、互いに支え合える地域を目指すことで、高齢者に限らず、地域住民の皆様が暮らしやすい地域につながるものと考えます。

Q56.なぜ、今、「(仮称)まちづくり協議会」のような組織を立ち上げる必要があるのか。時期尚早ではないか。

それぞれの地域においては、これまで、自治会を中心に様々な地域のまちづくり活動が行われてきました。しかしながら、社会環境が大きく変化する中で、地域における課題も多様化・複雑化してきており、個々の組織・団体にかかる負担も大きくなっています。今後、10年後、20年後を見据えた場合、これまでどおりの仕組みでは、地域のまちづくり活動そのものの限界が予想されます。一方で、今すぐに「(仮称)まちづくり協議会」のような組織を立ち上げなければ、すぐに地域が崩壊してしまうといった状況にはありません。そういった意味では、新しい地域のまちづくりの仕組みを考え、少しずつ取り組みを始める時間的猶予があるとも言えます。これまでの地域で培われてきたまちづくりのノウハウをさらに発展させ、今後、予想される課題に今から取り組むことで、「次世代につなぐ地域づくり」に取り組もうとするものです。

Q57.現状、地域要望をきちんと汲み取ってもらえているとは思えない。「(仮称)まちづくり協議会」を通して行政に要望すれば聞いてもらえるのか。

形成を目指します「(仮称)まちづくり協議会」は、主体的に地域のまちづくりに取り組む地域の運営組織です。行政要望の取りまとめを行う地域組織ではありませんが、地域のまちづくりを進めていくうえで、行政が全市的に取り組むべきことや地域で対応しきれないことについては、地域の声として、行政にお伝えいただくこともあるかと思えます。

Q58.各地区の色々な要望は、「(仮称)まちづくり協議会」を通じて要望することになるのか。また、独裁的になって、市民の声が上がらないのではないのか。

それぞれの地域では、様々な組織・団体が、テーマ別・目的別に活動を行っています。それぞれの活動における行政要望は、それぞれの組織・団体からあげられるものと考えます。対して、「(仮称)まちづくり協議会」は、それぞれの組織・団体の活動範囲の枠を超える課題や地域全体の合意形成のもとに取り組むべき課題などに対して、それぞれの持つノウハウやネットワークを結集し、自ら主体となって課題解決を図ろうとする地域の運営組織です。一定のルールのもとで、地域住民や各種組織・団体等を構成員として、地域運営を行う事業者のようなイメージです。「(仮称)まちづくり協議会」と行政は、互いを『まちづくりのパートナー』として位置づけ、『対等・連携・協働』の関係にあります。したがって、相互に何かを要望したり、無償で依頼したりする関係にはありません。また、「(仮称)まちづくり協議会」は、地域全体の意思決定機関であり、また、地域のまちづくりの執行機関であります。特定の住民や組織・団体による地域運営とならないように、組織構成をはじめとして、しっかりとしたルールづくりが求められます。

Q59.目的を異にする地域の様々な団体が横につながることは、現実的に難しいのではないか。

それぞれの地域においては、これまでも自治会を中心に様々な団体が、地域のまちづくりを担っていただいています。
それぞれの団体の活動目的や活動内容には違いがありますが、共に地域の将来ビジョンを描くことで、新たな枠組みで目的を共有化することができ、地域住民が本当に求めるまちづくりの実現につながるものと考えます。
地域創造プロジェクト（案）は、それぞれの団体に培われてきた知識と経験、ノウハウや情報、ネットワークを地域で横につなげることで、多様化・複雑化する地域の課題に対して解決を図ろうとするものです。

Q60.「（仮称）まちづくり協議会」を立ち上げたとして、どうやって担い手を確保するのか。

担い手不足の問題は、「（仮称）まちづくり協議会」の設立で、すぐに解決するものではありません。
先ずは、住民一人ひとりの地域への関心を高めることから取り組む必要があります。
先進地では、地域住民が自ら考え、取り組むことで大きな成果を上げた事例が数多くあります。
地域のことを最もよく知る地域住民が自ら考え、取り組み、成果を上げることで、まちづくりの面白さを実感し、仲間を増やし、結果的に担い手不足の解消につながっていくものと考えます。

Q61.自治会やPTAでさえ役員のなり手がおらず、1年、2年で人が変わってしまう。この計画を推進していくと自治会長の仕事が更に増えることになるのではないか。

自治会長の役割が非常に幅広く、また、個々に対する負担も非常に大きくなってきており、その負担の大きさから、役員のなり手がいないという問題が起きているところのご意見も多くいただいているところです。「（仮称）まちづくり協議会」の仕組みにより地域の様々な団体が役割分担することで、個々の負担を少なくしていくことができるのではないかと考えているところです。

Q62.地域づくり一括交付金は、これまであった事業補助金を廃止するための方策ではないのか。

これまでの補助金制度では、それぞれ目的別に事業や活動を限定して交付されているもので、地域全体にどれだけの資源（お金）が投入されているのかわりにくいという状況にあります。
また、地域ごとにまちづくりの取り組みや地域課題に違いがあるにも関わらず、一律的な条件に基づき交付されるため、地域のニーズの違いに対応しにくいといった課題があります。
地域づくり一括交付金は、そういった課題を解決し、より良い”まち”の実現のため、何にお金を使うべきなのかを地域の決定に委ね、地域が主体となってまちづくりに取り組めるような仕組みに変えていこうとするものです。

Q63.一括交付金制度を設けるといふが、各種補助金をまとめることで、地域のまちづくりが活性化するという根拠はなにか。

一括交付金制度は、地域のまちづくりを推進するうえで、より地域のまちづくりを進めやすくする目的で制度化しようとするものです。各種補助金等の一元化を図り、その使いみちを地域に委ねることで、地域の実情に応じた、地域が描くまちづくりに活用していただくことが可能となります。一方で、行政から交付される補助金等がその主要な活動財源になっている活動団体等もあるかと思ひます。行政による一方的な制度化では、反って、それぞれの団体による活動に支障が出ることも懸念されます。制度化にあたっては、地域住民の皆様のご意見も頂戴しながら、更なる研究を重ねたうえで構築していく必要があると考えています。

Q64.「(仮称)まちづくり協議会」の区域は、どのようになるのか。

本市の地域のまちづくりは、それぞれの地域における自治会(連合会)が、その中心的役割を担ってきた経緯があります。したがって、新しい地域コミュニティ組織「(仮称)まちづくり協議会」の形成を図るうえでも、基本的には、現在の自治会連合会単位(29地区、概ね小学校区)が望ましいのではないかと考えています。しかしながら、「(仮称)まちづくり協議会」そのものは、地域の皆様による地域運営組織です。それぞれの地域にとってどのような区域(単位)がふさわしいのかは、地域住民の皆様のご意見が最大限に尊重されるべきです。今後、地域の皆様からご意見を頂戴しながら、具体化させていきます。

Q65.教育分野では、小中一貫教育が進めば、今後、中学校区がコミュニティの単位になるのではないか。

同様の取り組み事例によると、おおよそ、小学校区(連合自治会単位)の区域設定が、地域のまちづくりに最も適していると言われてています。しかしながら、「(仮称)まちづくり協議会」は地域の皆様による地域運営組織です。それぞれの地域にとって、どのような区域(単位)が望ましいのかは、地域住民の皆様のご意見が最大限に尊重されるべきです。今後、地域の皆様のご意見を頂戴しながら、具体化させていきます。

Q66.地域と行政の役割分担を明確化するといふが、どこまでを「(仮称)まちづくり協議会」が担うことになるのか。役割分担の線引きは、具体的にどこか。

地域のまちづくりの方向性を地域で決め、その実現に向かって、地域で『できること』に取り組むことが、「(仮称)まちづくり協議会」の役割となります。一方、地域創造プロジェクト(案)でお示した新たな仕組みづくりと活動の側面的支援、また、支援の前提となる改革の推進を図ることが行政の役割です。「(仮称)まちづくり協議会」の具体的な取り組み内容については、それぞれの地域ごとに違いが生じるものと考えます。「(仮称)まちづくり協議会」が、具体的にまちづくりのどこまでを担うのかについては、行政が一方的に決めるものではないと考えます。

■ 「（仮称）まちづくり協議会」と既存組織等の関係性について

Q67.現在の地区自治会連合会ではなぜだめなのか。地区自治会連合会の活動で十分ではないのか。

「（仮称）まちづくり協議会」は、自治会（連合会）の役割を代替したり、また、競合したりするものではありません。
 それぞれの地域においては、防災、高齢者支援、子育て支援など、自治会（連合会）の役割や活動の中では収まりきれない様々な課題が生じてきています。
 「（仮称）まちづくり協議会」は、より良い”まち”の実現に向けて、地域住民をはじめ、自治会（連合会）や地域で目的別に活動する各種組織・団体、企業などをつなぎ、地域で一体となって取り組む地域の運営組織です。
 地域の多様な課題に対し、既存の組織・団体が個別に対応していくには、自ずと限界が生じてくると予想されます。
 地域住民の一人ひとりが持つ「まちづくりの力」を結集し、それぞれが連携することで、より良い”まち”の実現を目指します。

Q68.「（仮称）まちづくり協議会」と地区自治会連合会とどう違うのか。屋上屋ではないのか。

「（仮称）まちづくり協議会」は、地区自治会連合会にとって代わるものでも、また、競合したりするものではありません。
 それぞれの地域においては、防災、高齢者支援、子育て支援など、連合自治会の役割や活動の中では収まりきれない様々な課題が生じてきています。
 「（仮称）まちづくり協議会」は、より良い”まち”の実現に向けて、自治会をはじめとする、目的別に地域で活動する各種組織・団体、企業などをつなぎ、地域が一体となってまちづくりに取り組む「地域の運営組織」です。
 したがって、「（仮称）まちづくり協議会」と自治会連合会は、上下の関係ではなく、連携の関係と言えます。
 「（仮称）まちづくり協議会」の具体的な組織構成については、いくつかのパターンが考えられます。
 どのような組織構成が最も望ましいのかは、それぞれの地域によって違いが生じるものと思われれます。
 今後、具体的な取り組みを始めるにあたっては、地域の必要に応じていくつかのパターンを提示させていただきながら、地域住民の皆様とともに考えていきたいと思えます。

Q69.「（仮称）まちづくり協議会」は自治会未加入者も対象にするのか。

「（仮称）まちづくり協議会」は、地域で生活する様々な人や組織・団体、企業等で構成される地域のまちづくりを担う地域の運営組織です。
 地域の世帯単位で構成される自治会とは、その構成を別にするものです。

Q70.結局は自治会（連合会）が主体になるのではないか。

自治会（連合会）は、これまで地域コミュニティ活動の中心的な役割を担ってきました。

しかしながら、社会環境の変化に伴い、地域における課題も多様化・複雑化してきており、活動そのものの負担も大きくなっている現状があります。

形成を目指す「（仮称）まちづくり協議会」では、これまでの自治会活動の枠組では解決できないような地域の課題に対し、住民一人ひとりの知識やノウハウ、様々な組織・団体の力を地域全体で結集することによって解決しようとする、新たな仕組みになります。

したがって、自治会と「（仮称）まちづくり協議会」は、同じ役割を担うものでも、また競合するものでもありません。

Q71.「（仮称）まちづくり協議会」と議会の関係性は、どのようなものか。地域の代表が、「（仮称）まちづくり協議会」になるのか。

議会は、地域のまちづくりに限らず、市全体に関わる施策や課題に対して、市民の皆様を代表して、議論し、審査し、意思決定を行います。

一方、「（仮称）まちづくり協議会」は、地域住民の合意形成を図り、地域のまちづくりに主体的に取り組む地域の運営組織です。

それぞれ対象とする領域やそれぞれが持つ役割に大きな違いがあります。

また、「（仮称）まちづくり協議会」と議会の関係性は、直接的な関係ではなく、間接的な関係といえます。

議会は、地域コミュニティにかかる様々な関係条例や「（仮称）まちづくり協議会」の活動にかかる予算を審議するなど、地域コミュニティ施策としての市の意思決定と評価を客観的に行うことで、市民の皆様を代表して行政の公正性と公平性を担保します。

Q72.「（仮称）まちづくり協議会」と市議会議員の関係性をどのように整理しているのか。

市議会議員は、市民の声を市政に反映させる大きな役割を担っています。

また、特定の地域住民のみを対象とするものではなく、すべての市民の代表として、特定の地域を超えて広い視野に立ち、市内全域の地域コミュニティのあり方を議論し、取り組みに必要となる予算を審査し、市の意思決定を行います。

「（仮称）まちづくり協議会」が、「地域のまちづくりに特化した組織」であるのに対し、市議会議員は「市全域を活動領域とする市民の皆様代表」として、その活動領域と役割に大きな違いがあります。

■ 住民周知について

Q73.市民説明会とは、どのようなものか。

地域創造プロジェクト（案）をご説明させていただき、地域のまちづくりに対する関心を高めていただくものです。
あわせて、総合支所のセンター化、地区市民センター等の機能転換について、広く市民の皆様理解を求めるものです。

Q74.センター業務がなくなることへの説明会は、きめ細かくするのか。

地域創造プロジェクト（案）については、地域に出向き、順次、ご説明させていただきたいと考えています。
各自治会連合会をはじめ、地区の各種組織・団体など、多くの市民の皆様の意見を頂戴しながら、取り組みを具体化していきたいと考えております。

Q75.各地域の市民向けと各種団体向けに説明会は必要ではないか。（地区市民向けは窓口業務の観点から、各種団体は地域づくりの観点から）

いずれも重要と考えておりますので、可能な限り、説明させていただく場を設けていきたいと考えております。

Q76.市民の意見をどのように反映させるのか。

地域創造プロジェクト（案）は、総合計画の実現に向けて取り組む地域コミュニティ施策としての位置づけであり、地域住民の皆様を主体とするまちづくりの提案です。
したがって、地域住民の皆様のご理解と取り組みがなければ、より良い”まち”の実現はできません。
地域創造プロジェクト（案）を通して、市民の皆様とともに、これからの地域のまちづくりのあり方を議論させていただききっかけになればと考えます。
今後、地域に出向き、市民の皆様の声を直接お聞きしながら、地域創造プロジェクト（案）の取り組みを具体化させていきたいと思っております。

Q77.パブリックコメントを行う予定はないのか。

それぞれの地域では、地域が抱える課題や地域活動の取り組み内容に違いがあり、また、住民の皆様意識にもそれぞれ違いがあるものと思われまます。
地域創造プロジェクト（案）が目指すところは、地域の実情に応じた、地域の特色を活かした、住民主体によるまちづくりの実現です。
先ずは、地域創造プロジェクト（案）を通して、地域に出向き、地域住民の皆様声を直接お聞きすることが重要であると考えます。
したがって、地域創造プロジェクト（案）そのものに対するパブリックコメントは現段階において考えておりませんが、プロジェクトの進捗に合わせ、市民の皆様のご意見も参考にその必要性を判断したうえで、適宜、対応していきたいと考えます。

■ マイナンバー制度、コンビニ交付について

Q78.地区市民センターが近くにあるのでマイナンバーカードを作らなかった。
(コンビニ交付を利用するつもりはない。) 今さら作れと言うのか。

マイナンバーカードを作ることで、コンビニで住民票等の各種証明書の取得が可能になるなど、行政サービスの利便性は向上します。
マイナンバーカードについては、将来的にも様々な活用可能性が検討されていることから、市としても更なる普及を推進していく考えです。

Q79.コンビニ交付の証明範囲は少ない。大変不便に感じるが、なんとかならないか。

マイナンバーカードによるコンビニ交付の開始により、利便性の向上が図られます。
証明範囲が少ない、行政職員の対応による交付でないことから、「手続きに不安がある、わかりづらい」などのご指摘もありますが、制度の周知を図るなど、しっかりと対応していきたいと思えます。